

滋賀県いきいき生活支援員登録センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、いきいき生活支援員（滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱に基づく認定証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）で介護事業所等（別表に定める事業所をいう。以下同じ。）での就業を希望する者といきいき生活支援員の雇用を希望する介護事業所等との雇用などの調整を行うことにより、知的障害者の介護事業所等での就労促進および介護事業所等の人材確保に寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 実施主体は、滋賀県とする。ただし、事業の一部または全部を適当と認められる法人に委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 就労等調整コーディネーターの設置

いきいき生活支援員の介護事業所等への就労等支援のために（2）以下に掲げる事業を実施する就業コーディネーターを配置する。

(2) いきいき生活支援員の現況・意向等調査

いきいき生活支援員に対し、現時点での介護事業所等における就業意向等の調査を行い、介護事業所等での就労希望や現況等を把握し、データベース化する。

(3) 介護事業所等での就業を希望するいきいき生活支援員の登録等

前号で把握された介護事業所等での就業を希望するいきいき生活支援員のいきいき生活支援員登録センター（以下「センター」という。）への登録、変更および削除に関する事務を行う。

(4) 介護事業所等への調査

介護事業所等に対し、いきいき生活支援員の雇用希望調査や現場実習受け入れの意向調査などを行いデータベース化する。

(5) いきいき生活支援員と介護事業所等間の雇用等の調整

第2号および第4号の情報などをもとにいきいき生活支援員と介護事業所間の雇用や現場実習などに向けた調整を行う。

(6) 働き・暮らし応援センターとの連携

前号による調整にあたっては、必要に応じて、働き・暮らし応援センターと連携することにより必要な支援を行うものとする。

(登録方法)

第4条 センターに登録しようとするいきいき生活支援員は、いきいき生活支援員登録センター登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を滋賀県知事「以下「知事」という。」に提出しなければならない。

2 知事は、提出された申請書が、適当と認めた場合は、センターに登録するものとする。

3 知事は、センターに登録した時は、いきいき生活支援員登録センター登録決定通知書(様式第2号)により申請者に登録した旨を通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した日からいきいき生活支援員資格の有効期間の末までとする。

(登録の変更)

第6条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに知事へいきいき生活支援員登録センター登録事項変更届(様式第3号)を提出するものとする。

(登録の削除)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を削除する。

(1) 登録者からいきいき生活支援員登録センター登録削除届(様式第4号)の提出があったとき。

(2) 次条に定める登録の更新がなされなかったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、知事が不適合と認めたとき。

(登録の更新)

第8条 知事は、登録者が登録の有効期間満了前に申請書を再度提出し、その内容を適当と認めたときは、登録を更新するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、第5条の登録期間満了日の3ヶ月前から満了日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

<p>介護事業所等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅サービス事業を行う事業所 2. 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護予防サービス事業を行う事業所 3. 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険施設 4. 介護保険法（平成9年法律第123号）による地域密着型サービス事業を行う事業所 5. 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護予防地域密着型サービス事業を行う事業所 6. 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の規定による介護療養型医療施設 7. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による養護老人ホーム 8. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による有料老人ホーム 9. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）による軽費老人ホーム 10. 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）によるサービス付き高齢者向け賃貸住宅 11. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所 12. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による幼稚園 13. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による認定こども園
---------------	---

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

滋賀県いきいき生活支援員登録センター登録申請書

滋 賀 県 知 事 様

下記のとおり、滋賀県いきいき生活支援員登録センターへ登録することを申請します。

ふりがな			明・大・昭・平	性	
氏 名		印	年 月 日	別	
連 絡 先	住 所	〒	電 話		
	F A X		携 帯 電 話		
	E-mail		連 絡 可 能 時 間 帯		
勤務可能地域					
希望内容	高齢者サービス ・ 児童サービス ・ 両 方				
特記事項					

様式第2号（第4条第3項関係）

番 号
年 月 日

様

滋賀県知事

いきいき生活支援員登録センター登録決定通知書

年 月 日付で提出された「いきいき生活支援員登録センター」への登録については、次のとおり登録することと決定しましたので通知します。

記

1. 登録有効期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

※有効期間満了日の3ヶ月前から更新することができます。

ただし、いきいき生活支援員の更新を受けていることが必要です。

2. 登録事項

・氏名 ・生年月日 ・性別 ・連絡先 ・勤務可能地域 ・希望内容

3. 留意事項

- (1) 登録内容に変更が生じた場合は、変更届が必要です。
- (2) 登録を削除される場合は、登録削除届が必要です。
- (3) 登録の更新申請がなかった場合は、自動的に削除されます。

滋賀県いきいき生活支援員登録センター登録事項変更届

滋 賀 県 知 事 様

下記のとおり、登録事項に変更が生じたので届け出ます。

ふりがな		生年月日	明・大・昭・平
氏 名	印		年 月 日
変 更 事 項	該当するものをチェックし、変更前と変更後の内容を記載すること。		
	<input type="checkbox"/> 氏 名		
	変更前		変更後
	<input type="checkbox"/> 連絡先（住所・電話・FAX・携帯番号・E-mail・連絡可能時間帯）		
	変更前		変更後
<input type="checkbox"/> 勤務可能地域			
	変更前		変更後
<input type="checkbox"/> 希望内容			
	変更前		変更後

様式第4号（第7条関係）

滋賀県いきいき生活支援員登録センター登録抹消届

年 月 日

滋 賀 県 知 事 様

いきいき生活支援員登録センターからの登録の抹消を届け出ます。

ふりがな 氏 名	印	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
住 所		電話番号	